## 公立鳥取環境大学クラブハウス使用規程

平成24年4月1日 鳥取環境大学規程第95号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学クラブハウス(以下「クラブハウス」という。) の管理・運営に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 クラブハウスは、主として本学学生の課外活動のために使用し、体育・文化諸活動の発展、充実を図ることを目的とする。

(管理)

第3条 クラブハウスの施設は、学長の監督の下に学務課長が管理する。

(使用者)

第4条 クラブハウスを使用できるものは、原則として学長が設立を承認した学生団体(以下「学生団体」という。)に属する学生とする。

(使用許可)

- 第5条 クラブハウスの使用許可を受けようとする学生団体は、各年度の5月末日までに 施設使用願(別紙様式1)を提出し、学務課長の許可を得なければならない。
- 2 部屋の割り当ては学務課長が決定する。
- 3 使用期間は、許可を受けた日から翌年度の5月末日までとする。

(使用時間)

- 第6条 部屋の使用時間は、年末年始を除く午前9時から午後10時30分までとする。
- 2 所定時間外に使用する場合は、学務課長の許可を受けなければならない。

(監督)

第7条 各部屋の監督は、各学生団体の顧問がこれにあたるものとする。

(責任者の届出)

第8条 部屋の使用にあたっては、あらかじめ部屋毎に使用責任者及び火元責任者を1名 定め、学務課長に届け出なければならない。

(保全)

- 第9条 部屋の使用をする者は、その責任において、次の事項を厳守しなければならない。 (1)施設、設備は正常な状態で使用すること。
- (2)火気には最も注意すること。

- (3)使用者は必ず所属場所の整理、整頓、清掃を行うこと。
- (4)使用願に記載した目的以外には使用しないこと。
- (5)施設内での飲酒、喫煙はしないこと。
- (6)クラブハウス内において宿泊してはならない。
- (7)他の使用者の妨害となる行為はしないこと。

### (器具の使用禁止)

- 第10条 部屋においては、ガス・石油・化学薬品等を用いる機械器具を使用してはならない。
- 2 冷蔵庫・エアコン等の電気器具については使用してはならない。ただし、冬季に暖房 器具(電気ストーブに限る。)の使用を希望するときは、学務課長に届け出た場合に限 り、使用することができる。

## (使用制限)

第11条 本学の諸規定に違反する等、部屋使用を不適当と認めた場合、学務課長は許可を取り消すことができる。また、施設を故意又は過失により破損、汚損した場合は、使用者は賠償の責を負うものとする。

#### (鍵の保管)

第12条 各部屋の鍵は、各部屋の使用責任者が保管する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第19号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

# 施設使用願

年 月

日

公立鳥取環境大学学長 様		
	団体の名称	
	顧問氏名	印
	代表者氏名	印
	(学籍番号: (代表者の電話番号:	)
下記のとおり本学施設及び備品等を使用したいので、許可くださるようお願いします。		
1.使用目的		
2.使用日時	年 月 日 ~ 年 月 時 分 ~ 時 分 使用予定日:毎日、毎週月・火・水・木・金 そ の 他:	
3 . 使 用 施 設		
4.使用備品		
5 . 人 員		
6.責 任 者	( 学籍番号:	)
7 . 火 元 責 任 者 (クラブハウス使用のみ)	(学籍番号:	)
6.そ の 他		